

カンボジア王国
国民 信仰 国王

経済財政省
No. 776 MEF.BK.GDCE

プノンペン、2011年10月10日

輸入貨物の関税評価に関する2008年5月22日付省令第387MEF.CED 第1条の
改定に関する省令

以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2004年7月15日付勅令第NS/RKT/0704/124号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令第04.ANK.BK号
- 輸入貨物の関税評価に関する2008年5月22日付省令第387MEF.CED
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第1章
定義

第1条

上記参照にある、経済財政省の輸入貨物の関税評価に関する省令第1条の規定を以下の通り改定する。

「第1条

本省令の目的のため:

仲介手数料(Brokerage)とは、しばしば双方の代理人とは明確に区分されない、取引を促進するための業務を行う仲介人又は仲買人により請求される費用をいう。

買付手数料(Buying Commission)とは、当該貨物の買付けに関連して、海外の買手を代理する業務に対し、買手の代理人に買手により支払った又は支払うべき手数料をいう。

製造原価課税価格(Computed Value)とは、本省令第VII章に従って決定された課税価格をいう。

販売価格課税価格(Deductive Value)とは、本省令第VI章に従って決定された課税価格をい

う。

手数料(Fee)とは、全ての費用、手数料、支払、債務に関連して支払った又は支払うべき金額をいう。

一般経費(General Expenses)とは、カンボジアへの輸出のために貨物を製造、販売するための経費、直接又は間接費用、手数料、をいう。

同類の貨物(Goods of the same class or kind)とは、次に掲げる輸入貨物をいう。

- (a) 関税評価対象の貨物と同種の貨物又は類似の貨物を含む、特定産業または特定産業部門により生産された同じグループ又は範疇にある輸入貨物で、かつ、
- (b) (i) 第VI章に関しては、いかなる国からでも輸出された輸入貨物。
(ii) 第VII章に関しては、関税評価対象の貨物が生産、輸出された国で生産され、輸出された輸入貨物。

同種の貨物(Identical Goods)とは、次に掲げる輸入貨物をいう。

- (a) 関税評価対象の貨物と、貨物の課税価格に影響を与えないような些細な形状の差異はあっても、物理的特性、品質、評価を含む全ての面で同一の貨物、かつ、
- (b) 関税評価対象の貨物が生産された国で生産された貨物、かつ、
- (c) 関税評価対象の貨物を生産した者により生産された貨物。それ以外の者により生産された貨物は、評価対象の当該貨物と同じ者が生産した同種の貨物がない場合に限り、必要な場合に、考慮に入れなければならない。
- (d) 「同種の貨物」は、当該輸入貨物の生産及び輸出販売に関連して使用するために、カンボジア国内で行われた設計、開発、工芸、意匠、考案、スケッチを、当該貨物の買手が無償で又は値引きをして直接又は間接に提供した貨物を含まない。

現実支払価格(Price actually paid or payable)とは、当該貨物に関連し、買手が売手に対し又は売手のために、現実に支払った又は支払うべき全ての金額の総額をいう。

生産する(To produce)とは、育成する、製造する、採掘する、を含む。

販売手数料(Selling Commission)とは、当該貨物の販売に関連して、海外の売手を代理する業務に対し、売手の代理人に売手により支払った又は支払うべき手数料をいう。

類似の貨物(Similar goods)とは、下記の輸入貨物をいう。

- (a) 構成する原材料、部品、特性等の面で関税評価対象の貨物と同様の貨物、及び関税評価対象の貨物と機能上、商業上に交換可能で、関税評価対象の貨物と同様の品質、評価を有する貨物、かつ、
- (b) 関税評価対象の貨物が生産された国で生産された貨物、かつ、
- (c) 関税評価対象の貨物を生産した者により生産された貨物。それ以外の者により生産された貨物は、評価対象の当該貨物と同じ者が生産した類似の貨物がない場合に限り、必要な場合に、考慮に入れなくてはならない。
- (d) 「類似の貨物」は、当該輸入貨物の生産及び輸出販売に関連して使用するために、カンボジア国内で行われた設計、開発、工芸、意匠、考案、スケッチを、当該貨物の買手が無償で又

は値引きをして直接又は間接に提供した貨物を含まない。

金額、差異、調整に関する**十分な資料(Sufficient information)**とは、金額、差異、調整の正確性を明確に確立する、客観的で定量化可能な資料をいう。

取引価格(Transaction value)とは、本省令の第Ⅱ章及び第Ⅲ章に従って決定される価格をいう。」

第2条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

第3条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

第3条に規定する通り

「実施のために」

カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」

官報

公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。